

平成 28 年 12 月 19 日
総務省統計局

家計調査第 3 回の部会の宿題事項への回答

「各種ポイント」の現状の取扱いと調査実施者として認識されている調査実施上の課題を説明して下さい。

<回答>

商品・サービスの購入によって付与されるポイントの使用は、大きく以下の 3 つのタイプに分けられる。なお、航空会社のマイレージの使用は、タイプ A に該当する。

タイプ		備考
タイプ A (商品交換型)	一定数のポイントが貯まった場合に企業側が提示する商品（景品）と交換する。	今回の改定により「もらい物」欄を廃止するため、把握の対象外になる。
タイプ B (決済型)	ポイント単独又は現金と併用して、商品・サービスを購入する。	引き続き把握
タイプ C (換金型)	ポイントを現金又は電子マネーに交換する。	

ポイント使用の各タイプにおける現行の家計簿での取扱いは、以下のとおりである。

① タイプ A（商品交換型：商品（景品）と交換した場合）

財・サービスの現物授受と捉え、家計簿上は、「3 もらい物」に○を付け、金額については、見積額を記載する。

(1) 品名及び購入方法 右の該当するものを○で囲んでください→	1 2 3 4 5 一分も自 括割ら自 払払ら分 いい 購購い 入入物家 入入物産 品					(2) 数量 単位	(3) 金額 もらい物(現物給与を含む) 自家産 自分の店の商品 は見積り額 (円)
	1	2	3	4	5		
1 掃除機 (クレジットポイント交換)	1	2	3	4	5	1 機	36,800

※ マイレージを航空券と交換した場合は、本タイプに該当するものとして処理している。この場合の見積額は、交換時期に販売されている航空券のうち、変更可能期間や取り消し等の規定がほぼ同一の航空券の価格としている。

(1) 品名及び購入方法 右の該当するものを○で囲んでください→	1 2 3 4 5 一分も自 括割ら自 払払ら分 いい 購購い 入入物家 入入物産 品					(2) 数量 単位	(3) 金額 もらい物(現物給与を含む) 自家産 自分の店の商品 は見積り額 (円)
	1	2	3	4	5		
1 航空券 (JAL マイル利用)	1	2	3	4	5	1 名	23,190

② タイプB（決済型：単独又は現金と併用して商品等を購入した場合）

ポイント使用の時点で当該使用ポイントに通貨性が発生したものと捉え、家計簿上は、使用したポイント分の現金換算額を現金収入欄に記載し、現金支出欄には、電子マネーと同様、ポイントを使用する前の金額を併記する。

I 現金収入又は現金支出

(1) 収入の種類又は支出の品名及び用途	(2) 現金収入 (円)	(3) 数量	単位	(4) 現金支出 (円)
1 テレビ		1	台	68,000
2 (ポイント使用)	8,000			

③ タイプC（換金型：現金又は電子マネーと交換した場合）

ポイント使用の時点で当該使用ポイントに通貨性が発生したものと捉え、家計簿上は、換金するポイントの金額を（ ）で囲み、現金収入欄に記載する。

I 現金収入又は現金支出

(1) 収入の種類又は支出の品名及び用途	(2) 現金収入 (円)	(3) 数量	単位	(4) 現金支出 (円)
1 電子マネーに移行(nanacoポイントから)	(1,000)			

調査実施上は、上記①の場合、貯まったマイレージやクレジットカードのポイントで交換した商品の見積額を記載する必要があるため、報告者にとって負担が大きいことが課題。なお、今回の改定においては「もらい物」欄を廃止するため、当該負担は軽減されることとなるものとする。

また、今後、電子マネーやポイントがクレジット払いとともに家計の決済方法として普及の拡大も想定されるところであり、今回の調査票の見直しによってよりの確に捉えることが可能になると見込まれることから、集計における決済方法の表章についても、事務処理の検討、結果精度の検証を含めた研究・検討を進めて参りたい。

「ふるさと納税」の現状の取扱いを説明してください。

<回答>

現行においては、ふるさと納税として支払った分を現金支出として記録し、返礼品はもらい物として記入している。

今回の改定により「もらい物」欄を廃止するため、変更後は、ふるさと納税として支払った分のみの記録となる。

《現行の記入方法》

ふるさと納税として支払った金額は、支払った日の「現金収入又は現金支出」欄に記入する。

【10,000円をふるさと納税として支払った場合】

I 現金収入又は現金支出

(1) 収入の種類又は支出の品名及び用途	(2) 現金収入 (円)	(3) 数量	単位	(4) 現金支出 (円)
1 ふるさと納税				10,000

なお、後日、自治体から返礼品として特産品が送られた場合は、「もらい物」として、受け取った日の「クレジットカード、掛買い、月賦による購入又は現物」欄に記入する。

【自治体から返礼品として米10kgが送られた場合】

II クレジットカード、掛買い、月賦による

購入又は現物 [もらい物(現物給与を含む。), 自家産, 自分の店の商品]

(1) 品名及び購入方法 右の該当するものを○で囲んでください→	1 2 3 4 5					(2) 数量	単位	(3) 金額 もらい物(現物給与を含む) 自家産 自分の店の商品 は見積り額 (円)
	一括払い	分割払い	も払	自家産	自分の店の商品			
1 米(ふるさと納税返礼品)	1	2	3	4	5	10	kg	5,000

新旧調査票の併用に伴う利用者に対する情報提供の充実に向け、調査実施者が可能と考える対応策を示して下さい。

<回答>

集計結果を情報提供する際には、ギャップの有無・程度等、調査方法の見直しの影響に関する分析結果も併せて公表する予定である。また、各月の公表資料だけでなく、研究分析資料や学会発表など、今回の見直しの集計結果への影響を研究分析対象としても捉え、新旧調査票の併用によって得られる分析結果を公表・提供して参りたい。